

第 2 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和3年2月17日(水) 午前10時00分

場 所 津市上下水道庁舎 2階 大会議室

出席部会委員 1 太田 義政・2 田中 康章・3 田村 明 ・4 東海 光政
5 村澤 藤次・8 喜多 義幸・9 片岡 正春・10 牧野 礼吉
11 清水 喜代己・12 海野 要・13 内藤 正敏・19 草深みつよ
23 川邊 千秋

以上13名

欠席委員 21 坂野 大徹

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議長 第1農地部会長 太田 義政

事務局職員 勝田事務局長・野村次長・竹田担当副主幹

総合支所 河芸：河本主査 美里：倉田主事補 安濃：横井担当副主幹
芸濃：清水主査 香良洲：高橋主査

議事録署名者 2 田中 康章・5 村澤 藤次

事項
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(所有権移転)
報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(賃貸借権)
報告第6号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(使用貸借)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(賃貸借権)
議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)
議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)
議案第7号 非農地証明願について
議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(別冊)

議 事 の 大 要

議 長 それでは、第2回第1農地部会を開催いたします。
本日の欠席は、21番 坂野 大徹委員、1名でございます。出席委員は13名であります。
それでは、議事録署名者を私のほうから指名させていただきます。
2番 田中 康章委員、5番 村澤 藤次委員、よろしく願いをいたします。
まず初めに、会長専決等の報告事項第1号から第6号に入ります。
事務局お願いします。

事 務 局 議案書の1ページから2ページをお願いいたします。
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
番号1から11で、合計件数は11件、合計面積は34,738㎡で、その内訳は田が33,720㎡、畑が1,018㎡でございます。
これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものです。

3ページから5ページをお願いいたします。
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。
番号1から3で、合計件数は3件、合計面積は21,632.80㎡で、その内訳は田が17,612.80㎡、畑が4,020.00㎡でございます。
これらにつきましては、相続の届出でございます。

6ページをお願いいたします。
報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、でございます。
番号1、自動車整備工場用地
番号2、太陽光発電施設用地
でございます。
以上、件数は2件、合計面積は1,824㎡で、その内訳は田が1,011㎡、畑が813㎡、でございます。

7ページをお願いいたします。
報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。
番号1、長屋住宅用地 番号2、番号3、分譲住宅用地
番号4、駐車場用地 番号5、一般個人住宅用地
番号6、進入路道路
でございます。
以上、件数は6件、合計面積は5,670.74㎡で、その内訳は田が2,453.74㎡、畑が3,217㎡、でございます。

8ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（賃貸借権）、でございます。

番号1、駐車場及び資材置場用地
でございます。

以上、件数は1件、面積は田で2, 554㎡でございます。

9ページをお願いいたします。

報告第6号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（使用貸借）、でございます。

番号1、一般個人住宅用地
でございます。

以上、件数は1件、面積は畑で302㎡でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

それでは、早速ですが議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局、説明をお願いします。

事務局

それでは、10ページから11ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 楡形、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、面積 924, 973㎡、渡人 _____、面積 21, 479㎡、申請地 分部上頭 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 2, 006㎡ 外11筆、合計面積 14, 842㎡。

これにつきましては、受人は、遠方により離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 藤水、受人 _____、面積 8, 540㎡、渡人（成年被後見人） _____、（成年被後見人） _____、面積 1, 806㎡、申請地 垂水足田 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1, 058㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため営農を縮小する渡人からの要望により、申請地を譲り受けるものです。

番号3、地区 大里、受人 _____、面積 6, 943㎡、渡人 _____、面積 9, 201. 91㎡、申請地 大里小野田町古里 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 171㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号4、地区 大里、受人 _____、面積 13, 199㎡、渡人（成年被後見人） _____、（成年被後見人） _____、面積 758㎡、申請地

大里窪田町北一色_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 208㎡ 外2筆、合計面積 758㎡。

これにつきましては、受人は、遠方により離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号5、地区 村主、受人 _____、面積 2,041㎡、渡人 _____
面積 3,301㎡、申請地 安濃町妙法寺北出前_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 601㎡ 外1筆、合計面積 3,301㎡。

これにつきましては、受人は、遠方により離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上、件数は5件、合計面積は20,130㎡で、その内訳は、田が17,542㎡、畑が2,588㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。
まず、番号1、地区 楡形、お願いします。

川邊委員 23番、川邊です。東海委員に代わりまして、報告させていただきます。2月9日、地元推進委員と私が確認いたしました。問題ございません。

議長 ありがとうございます。
番号2、地区 藤水、お願いします。

村澤委員 5番、村澤です。別に何の問題もないので、よろしくお願いします。

議長 番号3と4、地区 大里、お願いします。

草深委員 19番、草深です。8日に田中委員と地元推進委員と確認させていただきましたけども、何も問題ありませんでしたので、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。
番号5、地区 村主、お願いします。

内藤委員 13番、内藤です。2月9日、事務局と地元推進委員と共に現地確認を行いました。何も問題ございませんでした。よろしくお願いします。

議長 分かりました。
番号1から番号5について、地元委員から異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、異議なしと認め、議案第1号について許可をすることに決定をいたします。

次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借権）、事務局説明をお願いします。

事務局 12ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区 雲出、借人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、面積 1, 133, 695. 58㎡、貸人 _____、面積 2, 420㎡、申請地 雲出長常町北浦_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 259㎡。

これにつきましては、借人は、労力不足のため営農を縮小する貸人から申請地を借受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 雲出、借人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、面積 1, 133, 695. 58㎡、貸人 _____ 外1名、面積 3, 575㎡、申請地 雲出長常町八ノ割_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 071㎡。

これにつきましては、借人は、労力不足のため営農を縮小する貸人から申請地を借り受け、営農を拡大するものです。

以上、件数は2件、合計面積は田で2, 330㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1と2、地区 雲出、お願いします。

村澤委員 5番、村澤です。特に何の問題もないので、よろしく申し上げます。

議長 1と2について、地元委員から異議なしということでございます。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、異議なしと認め、議案第2号について許可をすることに決定をいたします。

続いて、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局、説明をお願いします。

事務局 13ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。

番号1、地区 村主、申請者 _____、申請地 安濃町妙法寺大市 _____
台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 365㎡。

これにつきましては、申請地を農業用倉庫用地とするものが、平成5年頃に亡き父が建築し、これまで使用している旨の始末書が提出されておりますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、面積は畑で365㎡でございます。

この案件につきまして、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 村主、お願いします。

内藤委員 13番、内藤です。2月9日、地元推進委員と事務局、私とで現地を確認させていただきました。始末書のほうも提出されておりますので、何ら問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
番号1について、地元委員さんから異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、異議なしと認め、議案第3号について許可をすることに決定をいたします。

続いて、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 14ページから15ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 栗真、受人 _____、渡人 _____、申請地 栗真町屋町南浜 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 174㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は133.60㎡、パネルの設置率は転用面積の76.8%になります。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 栗真、受人 _____、渡人 _____、申請地 栗真町屋

町南浜_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 383㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は243.82㎡、パネルの設置率は転用面積の63.7%になります。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号3、地区 栗真、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 栗真町屋町南浜_____、台帳地目・現況地目とも
畑、面積 176㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は133.60㎡、パネルの設置率は転用面積の75.9%になります。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号4、地区 栗真、受人 _____、渡人 _____、申請地 栗真町屋
町南浜_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 177㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は133.60㎡、パネルの設置率は転用面積の75.5%になります。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号5、地区 栗真、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 栗真町屋町南浜_____、台帳地目・現況地目とも
畑、面積 177㎡ 外1筆、合計面積 187㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は133.60㎡、パネルの設置率は転用面積の71.4%になります。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号6、地区 栗真、受人 _____、渡人 _____、申請地 栗真町屋
町南浜_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 110㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は66.80㎡、パネルの設置率は転用面積の60.7%になります。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号7、地区 栗真、受人 _____、渡人 _____、申請地 栗真町屋
町南浜_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 166㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は133.60㎡、パネルの設置率は転用面積の80.5%

になります。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号8、地区 栗真、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 栗真町屋町南浜 _____、台帳地目・現況地目とも
畑、面積 177 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は133.60 m²、パネルの設置率は転用面積の75.5%
になります。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号9、地区 栗真、受人 _____、渡人 _____、申請地 栗真町屋
町南浜 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 131 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は90.18 m²、パネルの設置率は転用面積の68.8%
になります。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号10、地区 楡形、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____
、渡人 _____、申請地 分部五反田 _____、台帳地目・現況地目とも
田、面積 1,203 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は712.80 m²、パネルの設置率は転用面積の59.3%
になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 楡形、受人 _____、渡人 _____、申請地 分部五
反田 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,209 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は648.00 m²、パネルの設置率は転用面積の53.6%
になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 楡形、受人 _____、渡人 _____、申請地 分部五
反田 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 2,062 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は1,053.00 m²、パネルの設置率は転用面積の51.1%
になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 楡形、受人 _____、渡人 _____、申請地 分部五

反田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 570 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は586.80 m²、パネルの設置率は、不整形地であることから、転用面積の37.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号14、地区 楡形、受人 _____、渡人 _____、申請地 分部五反田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 33 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、隣接で行われる太陽光発電事業に係る資材置場及び管理用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号15、地区 片田、受人 _____、渡人 _____、申請地 片田町西谷山_____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 231 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場・庭・車庫用地とするものですが、平成2年頃より、当該目的により、既に利用されている旨の始末書が提出されておりますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号16、地区 椋本、受人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町椋本巾_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 33 m² 外1筆、合計面積 132 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

一体利用地を含めてのパネル設置面積は371.80 m²、パネルの設置率は転用面積の73.6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号17、地区 草生、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町中川庵ノ下_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 30 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を農業用倉庫用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号18、地区 村主、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町浄土寺ジゾウ_____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 609 m² 外1筆、合計面積 665 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般住宅及び駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は18件、合計面積は8,816 m²、このうち田が6,742 m²、畑が2,074 m²でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないた

め、許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。
事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。
番号1から9、地区 栗真、お願ひします。

事 務 局 本日、担当委員である21番、坂野委員がご欠席されておりますが、事前に当案件に対し、ご連絡をいただいております、番号1から番号9については全てが隣接し、同じ地権者から9か所分譲する形で太陽光発電施設を設置しようとする計画で、地元推進委員、事務局とで現地確認を実施したところ、特に問題ないとのご意見でした。
以上、報告させていただきます。よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。
番号10から番号14、地区 楡形、お願ひいたします。

川邊委員 23番、川邊です。東海委員に代わりまして、私が報告させていただきます。15まで行きます。
10番から13番は、面積が1,000㎡以上でございますので、2月9日に、会長、部会長、地元推進委員、そして私、事務局が確認させていただきました。問題ございません。
14番につきましては、地元推進委員と事務局が確認しました。問題ございません。
15につきましては、私と地元推進委員と事務局とで確認させていただきました。問題ございません。
以上でございます。

議 長 ありがとうございます。
番号16、地区 棕本、お願ひします。

牧野委員 10番、牧野です。9日に、事務局と地元推進委員と私どもで確認させていただきました。何ら問題ないと思っておりますので、よろしくお願ひします。

議 長 番号17、地区 草生。

内藤委員 13番、内藤です。17番、18番、私の担当区域ですので、続けて報告させていただきます。
17番、2月9日、地元推進委員と事務局、それから18番は、2月9日、地元推進委員と事務局と私で現地を確認させていただきました。何ら問題ございませんので、よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。
事務局の説明がありました栗真については隣接しておるということですか。
1から18について、地元委員からの異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、異議なしと認め、議案第4号について許可をすることに決定をいたします。

続いて、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）、事務局の説明をお願いします。

事務局 16ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区 明、借人 _____ 合同会社 代表社員 株式会社 _____ 職務執行者 _____、貸人 _____、申請地 芸濃町林鯉ヶ谷 _____、台帳地目 田、現況地目 ゴルフ場、面積 396㎡ 外5筆、合計面積 1,319㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地をゴルフ場用地とするものですが、平成2年頃より、当該目的により、既に利用されている旨の始末書が提出されておりますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、面積は田で1,319㎡でございます。

この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号1、地区 明、お願いします。

牧野委員 10番、牧野です。事務局の報告どおり、現在使われておるということでございます。始末書も出ておりますので、よろしくをお願いいたします。

議長 分かりました。

番号1について、地元委員から異議なしということでございます。皆さん、いかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、異議なしと認め、議案第5号について許可をすることに決定をいたします。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）、事務局説明をお願いします。

事務局 17ページをお願いいたします。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸

借)でございます。

番号1、地区 辰水、借人 _____、貸人 _____、申請地 美里町家所門田_____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 459㎡ 外1筆、合計面積 494㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に永年間の使用貸借を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

以上、件数は1件、合計面積は494㎡、このうち田が459㎡、畑で35㎡でございます。

この案件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 辰水、お願いします。

清水委員 11番、清水です。現地を確認させていただきましたけれども、何も問題ないということで、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
番号1について、地元委員さんから異議なしの発言がございました。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。
それでは、異議なしと認め、議案第6号についても許可をすることに決定をいたします。
次に、議案第7号 非農地証明願について、事務局説明をお願いします。

事務局 18ページをお願いいたします。
議案第7号 非農地証明願についてでございます。

番号1、地区 櫛形、願出者（成年被後見人）_____、（成年後見人）_____、申請地 分部五反田_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 98㎡。

これにつきましては、家屋登記事項証明書により、申請地に昭和37年2月以前に居宅を建築し、現在に至ることが確認できることから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は1件、面積は畑で98㎡でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 楡形、お願いします。

川邊委員 23番、川邊です。2月9日、地元推進委員と事務局と確認いたしました。
問題ございません。
以上です。

議 長 ありがとうございます。
番号1について、地元委員から異議のない旨の発言でございます。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは、異議なしと認め、議案第7号について証明することに決定をいたします。
次に、別冊でお配りしました議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。
事務局、説明をお願いします。

事 務 局 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。
資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。
各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、津地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で204,815㎡、畑の賃貸借、使用貸借で17,603㎡、契約件数は69件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で56,447㎡、契約件数は21件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で152,034㎡、畑の賃貸借、使用貸借で6,905㎡、契約件数は41件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で10,653㎡、畑の賃貸借、使用貸借で2,883㎡、契約件数は9件でございます。

美里地区につきましては、田の使用貸借で5,524㎡、契約件数は4件でございます。

香良洲地区につきましては、田の賃貸借で2,037㎡、契約件数は1件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて431,510㎡、畑の集積は、賃貸借、使用貸借を合わせて27,391㎡、合計契約件数は145件、合計面積は458,901㎡となっております。

次に、認定農業者への集積状況でございます。
地区別の認定農業者への集積は津地区26件、河芸地区15件、安濃地区26件、芸濃地区3件、香良洲地区1件で合計71件、合計面積は272,771㎡でございます。
なお、認定農業者への集積率は、件数で49.0%、面積で59.4%とな

っております。

続きまして、農地中間管理事業を利用した案件についてご説明いたします。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものについて「農用地利用集積計画の概要」の該当箇所、今回は、75番、77番、79番、81番、83番、113番の6件になり、整理番号の左側欄外にアルファベットの「N」を記載しています。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくに当たりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

初めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、初めにご審議をいただきます。整理番号18、そして整理番号46から48についてです。

_____委員、一時退室をお願いいたします。

< 退 室 >

議長 この4件について、皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。
入室、お願いいたします。

< 入 室 >

議長 次に、整理番号109から111についてです。

_____委員、一時退室をお願いいたします。

< 退 室 >

議長 この3件について、いかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。
入室、お願いします。

< 入 室 >

議 長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきまして、ご審議をお願いいたします。皆さん、いかがでしょうか。特にありませんか。よろしいですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは、議案第8号について、全て適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、部会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

以上で、第2回第1農地部会を終了いたします。

午前10時32分

上記は、第2回第1農地部会の議事を録したものである。

令和3年2月17日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____